

平成 29 年 9 月 25 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（濱中幸三君）	9 番（山崎勝義君）
10 番（川本貴也君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（井上正清君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（宮原隆昌）
教 育 長（下地芳文）	
総 務 課 長（鳥井基史）	企 画 課 長（椎木 孝）
出納室兼税務課長（笹山恵子）	福 祉 課 長（奥村 忠）
健康増進課長（山本真由美）	住 民 環 境 課 長（中井俊博）
建 設 課 長（濱口浩司）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
商工観光課長（宮原正行）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
生涯学習課長（須浪宏和）	水 道 課 長（石床勝則）
総務課副主幹（島原正喜）	

議会事務局職員

議会事務局長（木下公明）	書記（橋本麻代）
--------------	----------

議事日程 第 2 号

別紙のとおり

平成29年9月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年9月25日（月曜日）午前9時30分 開議

第 1 一般質問

開議

○議長（井上正清君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

一般質問

○議長（井上正清君）

日程第1、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては、簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（井上正清君）

8番 瀨中幸三君。

○8番（瀨中幸三君）

おはようございます。8番、瀨中です。3点について、一般質問を行います。

まず第1点目なんですけれども、町の行政の公平・公正・平等について、お伺いしたいと思います。具体的に言いますと、豊島の瞳保育所の建設用地が、家浦自治会から寄附されましたが、土庄幼稚園、土庄の認定こども園の用地と比較して、その妥当性に疑問があります。寄附を受けることの公平・公正・平等について、どう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼します。それでは瀨中議員のご質問にお答えします。瞳保育所の建て替えについては、昨年度に、現在の場所で耐震性のある調理室以外の建て替えを計画していましたが、急傾斜地の区域であることから、保護者などからの要望により、裏の駐車場に建て替えるよう計画を変更しました。その後、山の斜面を切り開いた点や防犯上の問題から再度、別の場所である豊島小中学校の南東側の私有地を購入して、公民館の建て替えに併せて保育所の建て替えを検討してほしいとの要望を頂きました。

町としましては、要望どおりに早急に対応することは難しいとご回答させて

頂きましたが、その後現在の豊島小中学校の敷地内にある家浦自治会所有地を
瞳保育所建設のために無償で寄附をいただけるということになりました。この
寄附につきましては、子どもたちのためという自治会、保護者からの強い要
望があると聞いておりました、町といたしましても、9月補正で実施設計委託料
を計上し、来年度中に建設を完了する予定で進めているところでございます。

よって、今回の寄附のお話につきましては、自治会の中で意見集約を行い、
家浦地区の総意として寄附採納願いが提出されているものと認識しております
ので、直ちに妥当性及び公平性に欠けるといふふうには考えておりません。い
ずれにしましても、寄附を頂いた貴重な土地でありますので、瞳保育所建設の
ために大切に有効利用させていただき、より良い瞳保育所を建設していきたい、
このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

豊島の用地は、もともと家浦岡の自治会が所有した用地でありまして、長い
間青年クラブとして使っておりました。ところが、老朽化したために更地にし
たわけです。更地にする費用は、94万ぐらいかかっております。土地代を入れ
るとですね、200万近くなると思います。それを自治会が無償で寄附というこ
とになったんでありますけれども、それには少し前段がありまして、町の方から
なかなか、寄附しないと前に進まないよとかそういうふうな話もあったかと伺
っております。そういうなかでですね、土庄小学校跡地に計画している認定こ
ども園につきましては、用地買収費が1,290万になっております。また別にで
すね、土庄幼稚園の借地料につきましては、450万5千円、年間支払ってます。
こういう中で、なぜ豊島だけが寄附をしなければならないのか。寄附をしなけ
れば早くしてもらえないのかということでは非常に疑問を感じております。
これはすでに決着したことでありますので、今後豊島の人々の寄附した気持ち
をですね、十分尊重していただいてより良いものを作っていただきたいと思
います。第1点目は、質問はこれで終わります。

それから第2点目なんですけれども、豊島唐櫃の栄山地区の太陽光発電事業
計画についてお伺いしたいと思います。唐櫃の栄山地区に大規模の太陽光発電
事業計画があります。豊島自治連合会は、この計画に対し、国立公園普通地域
にあり、豊島が取り組んでいるアートと自然を生かした村づくりに反するもの
であるとして、建設に反対の意思表示をしております。この計画に対して、町
長も、まちづくりの方針や住民の意見に照らして建設反対の意思表示をする
ことをお願いしたいと思います。また、土庄町自然環境保全条例、土庄町景観条
例の適用についても、今後どのように適用して業者を指導していくのかお伺い

したいと思います。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

濱中議員の土庄町景観条例に関するご質問にお答えいたします。

まず、土庄町におきましては、町の景観特性を活かした良好な景観づくりに向けて、平成21年1月に景観法に基づく景観行政団体へと移行し、平成23年3月に景観計画を策定、同年6月に景観条例及び景観条例施行規則を制定いたしました。

景観法は、景観行政団体での取り組みの根拠となるものであり、景観計画は、景観を通じたまちづくりの指針、基準となる町の考え方を示したもので、そして条例・規制は、町が計画で示した指針・基準に実効性をもたせるもの、とそれぞれの性格・位置づけがなされております。

さて、国においては、有限である燃料資源への対応と環境への負担を軽減するために、平成24年に再生可能エネルギーを電力会社が一定価格で買い取る制度を開始したことから、日本各地で太陽光発電施設の設置が進むこととなり、豊島唐櫃栄山地区での太陽光発電事業計画もその制度を受けてのことと考えております。

このように、土庄町において景観計画及び条例・規則を策定・制定した後に全国的に状況の変化が進んできたこともあり、現在の計画・条例等の内容については、太陽光発電施設と地域の景観との整合を図るための項目が明示されておらず、必ずしも現状に即していると言えない状態となっております。

そこで、現在の社会情勢を踏まえ、景観のまちづくりに資するものとするために、景観計画及び町景観条例等における太陽光発電施設の取扱いについて、現在、先行自治体の事例や顧問弁護士との協議など、検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（井上正清君）

住民環境課長 中井俊博君。

○住民環境課長（中井俊博君）

濱中議員のご質問のうち、土庄町自然環境保全条例を受けての、土庄町自然環境保全協定要綱の適用についてお答えいたします。この要綱は、一定規模以上の宅地造成、レジャー施設その他の開発行為に対して無秩序な開発を防止し、開発と自然環境保全との調和を図り、もって良好な生活環境をつくるため、町と開発行為者が協定を締結するものでございます。町においても要綱の適用の適否について検討を重ねてきました。しかし、先ほど申しましたように、大規模な開発行為に対して適用されるものであり、今回の計画予定地は、整地程度

で、その上に、ソーラーパネルを設置することから、香川県との協議の中で現時点では開発行為には該当しないものと位置づけられています。しかしながら、先日豊島自治会の方から栄山の太陽光発電に係る土地の形質行為なる資料の提出を受けたばかりであり、このことにつきましてさらに香川県と協議してまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8番（濱中幸三君）

この太陽光発電事業につきましては、すでに経産省の認可、認定がありまして、もう現在では、いつ事業に着手してもいいという差し迫った、緊迫した状況であります。そういうなかで景観条例、それから自然環境保全条例の適用につきまして、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思います。それでですね、土庄町自然環境保全条例の前文を読みますと、非常に良いことを書いておりますのでちょっと朗読させていただきます。自然は人間生存の基盤であり、豊かな情操を養い、優れた文化を育んできた土台である。澄みきった海と空、緑の山並み、白砂青松の海岸、恵まれた小豆島の自然は、かけがえのない先祖からの遺産であり、郷土発展の基盤である。しかるに、ややもすればこの自然の価値を忘れ、これを破壊し、自然界の調和を乱し、自らの生活環境と類いまれな島の自然美を悪化させようとしている。我々は、今こそ自然の価値を深く認識し、その恩恵を永遠に享受できるよう自然を保護することを町民共通の責務として最善の努力を払わなければならない。ここに郷土の自然環境を保全することを町政の基調として確立し、自然と調和した生活環境を創造することを決意して、この条例を制定するとなっております。本当に目的は素晴らしいものであると思います。本当に町が、我々が、自然を大切にしようという心があるならば豊島で一番美しい栄山の山を無残に切り開いて太陽光発電を設置することは非常に問題があるし、やってはいけないことだと思いますし、将来に禍根を残すことにもなると思いますので、町長の英断をお願いしたいと思います。

またこの条例のなかに、土庄町自然環境保全協定実施要綱っていうのがありまして、協定の締結の対象となる行為というのがあります。そのなかで、3項(2)で、その他1ha以上のもの。今回の太陽光設置計画が今出てますけども、この間14日に、業者説明会の中で入手した平面図によりますと1haを軽く超えます。

それは1か所、西側の地域だけで、東側の地域は同じような規模でやる計画でありますので、2つ合わせれば2haを超えるということになります。そういうことで、十分対象地域になると思いますので、それをしっかりと条例の中で

協定にもっていただきたいと思います。それから(3)で、第2号のほか、1haに満たない開発行為であっても隣接地域または、関係地区に多大の影響を及ぼすと認められるものとあります。すでにもう1haを超えていますけれどもこれを設置することによってですね、過去に、過去に言うてもつい最近なんですけども、豊島美術館の景観の良いところ、その虻山にですね、太陽光発電を計画する、それは10ha以上に及ぶ大規模なものです。そういうこともありまして、豊島に景観の良いところを狙って太陽光発電を計画するのかという思いがあります。それすることによって、隣接地、関係地区にですね、多大の影響を及ぼすということで、海に近いですので、その2ha以上の用地を開発することによってですね、海へ汚水が流れ込む可能性が多分にありますし、除草剤などたぶん使われると思いますので、これについての影響も計り知れないものがあると考えております。また、この問題に対して町長にも陳情しておりますけれども95%以上の島民が反対の意思を表明しております。ということは、設置することについて豊島住民に多大な精神的負担をかけるし、将来の豊島のアートと自然について、アートと自然で島の将来を作っていこうとする目標に対して非常に大きなマイナス要素になると思われれます。それから、この太陽光発電についてですね、土庄町と公益財団法人福武財団との連携協定に対する包括協定書というのがあります。これはこの太陽光事業とは直接関係ありませんけれども、財団と町が豊島の将来について、包括的に協定したという文書です。その目的も読んでみますと、この協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、甲の行政区域の一部である豊島に関し、相互の人的、物的、知的資源の交流を促し、それらを活用することによって、自然と現代アートの融合した魅力ある島づくりに資することを目的とすると。ここでも自然とアートということで自然がいかに大きな要素を持っているかっていうことが書かれております。そういう中で、福武さんは中国電力に対してですね、電気を買うなという申し入れ書を行っております。これは非常にいい文章で、私たちも非常に感動しておりますので、ここで朗読させていただきたいと思います。拝啓、もっと前から言いますと、株式会社中国電力代表取締役社長執行役員清水まれしげと読むんですかね、様、株式会社ベネッセホールディングス名誉顧問、公益財団法人福武財団理事長福武総一郎。拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はベネッセホールディングスおよび福武財団の事業活動、公益活動にご理解を賜り誠にありがとうございます。本日は、瀬戸内海の美しい景観の中に佇む豊島における太陽光発電に関する事業活動について、島民900名の75%以上が反対を表明している現状をご理解いただき、本計画の中止に向けてご協力いただきたく筆をとりました。香川県土庄町の行政区に所属し、御社の小豆島への送電、供給における重要な中継地点にある豊島において、国内外より高い評価を受けて

いる景観を大規模に破壊する太陽光発電の計画、虻山、が存在し、かつ、今年に入り、それに加えて豊島東側に所在し、瀬戸内海の代表的な景観を示す鯛が浜、栄山においても、太陽光発電の計画が具体化しつつあることが判明しました。本件は、瀬戸内の景観を大きく損なうものであり、また、産廃問題で40年以上にわたり辛酸をなめた人々の景観保護、景観保全の思いを踏みにじるものであると思います。私は1986年以来、文化や芸術による地域振興を掲げ、お年寄りに笑顔が溢れるコミュニティーを目指し、現代アートによる美しい島々の再生に取り組んできました。お蔭さまをもちまして、年間70万人以上の人々が国内外から島々を訪れ、現代アートと調和した自然の美しさを、この備讃地域の島々で体験しています。また、2010年からは、香川県を中心とする実行委員会のもと、瀬戸内国際芸術祭を開催し、これもまた国内外から100万人を超える人々が期間中にこれらの島々を訪れており、この地域は、現代アートの聖地と称賛を受けております。かつては、過剰な有機物による赤潮被害、時として流された重油の被害、また、歴史的にはハンセン病の施設など、日本の近代化の負の遺産を押し付けられた島々。とりわけ、1970年代から豊島に廃棄された90万tを超える産業廃棄物問題は、水俣病とともに日本の公害の原点と言われており、その問題の顕在化を住民自らがプラカードを掲げ、自ら公害調停に持ち込み、公費900億円を費やした廃棄物の処理が、今年2017年6月に15年ぶりに決着しました。この間、豊島の人々は仕事を投げうち、人生をかけ果敢に戦い、多くの知られざる犠牲を生み抱きました。その闘争と処理が終わりつつある矢先、鯛が浜において、太陽光発電の計画が顕在化しました。産廃問題と同様に、島外の業者が太陽光発電の名目で豊島の景観を破壊し、利用し、収益の源泉にしようとしています。私は、2010年に豊島に美術館を建設しました。豊島の美しい景観や自然を生かすために大きな開口部を持ち、そこから自然を取り込む極めてユニークな美術館です。美術館の周囲には美しい棚田を望むことができます。耕作放棄された周囲の棚田を全面的に再生したのも、住民の過去の戦いに敬意を表したからです。こうしたコンセプトを持った豊島美術館は、今や瀬戸内海を代表する美術館として、大きな称賛を受け、ケネディ前駐日大使をはじめ多くの熱烈なファンを持ち、年間30万人の訪問者を内外から惹きつけています。私は化石燃料から脱却し、自然エネルギーを活用した社会への変革に真っ向から反対する立場ではありません。現に電気自動車普及協会の会長も努めており、国内外で様々なPJを推進する立場でもあります。しかし、それを実現するために、日本にとって、世界にとってかけがえのない瀬戸内の自然や景観を破壊してまで、エネルギーを獲得する必要性は全く感じません。現時点で、事業者は発電の再申請をしようとしています。今年4月の資源エネルギー庁の指針によれば、住民との協議が行われることが記載されています。しか

し、現在でもなお、元請け業者のみならず、現場の業者もその義務を果たす気配はありません。豊島の地域の方々は、様々な形で抗議の声を上げていますが、しかるべき形で取り上げられません。これまでの40年間の闘争の歴史を持つ島民は、美しい島を返せというスローガンのもと、再び立ち上がる気配です。繰り返しになりますが、豊島は、豊かな島という名前どおり自然美と景観美にあふれた場所でありながら、産廃の不法投棄による環境破壊や景観破壊、風評被害に苦しみ続けられた過去を持つ島です。それだけに、島民の多くが島の景観保全に格別な思い入れを持つ地域でもあります。どうぞ島民の思いを尊重していただき、豊島のすばらしい景観を守るためにも、鯛が浜及び虻山における太陽光発電事業者との買電契約を自粛していただきたく強くお願い申し上げます。平成29年8月吉日。

これは福武さんから中電に出された文章で、太陽光発電をやめてくださいという文書です。土庄町と包括協定を結んでる福武さん、それからまた、瀬戸内国際芸術で大きな貢献をしています。豊島はもちろんですが、土庄町にも、観光客が、今微増であるのは、国際芸術祭の賜物だと思っています。

それから9月14日、業者との協議会が初めて豊島公民館でもたれました。業者側からは、フォレストエナジー、それからコンパス、それから成和グループの会長の山田さんが出席して、太陽光発電の概要について説明がありました。その中で、先ほど申し上げましたように、面積が1haある、それで事業者がフォレストエナジーっていう会社で、これは広島です。それから中栄石材有限会社、2か所の太陽光発電の設置計画があるということです。中栄石材の方には、今、正確な情報ではありませんけれども、権利を売却して、岡山の業者が行うということで太陽光発電の目的は、環境を保全し、なおかつ、地域の活性化に資するということでございます。2つの業者は、それぞれ島外の業者でありますので、その利益はほとんど豊島には還元されない。福武さんも申し上げますように、きれいな保存すべき国立公園を壊してまで自然環境の守るために太陽光発電を、施設を設置することが果たしていいのかっていう問題がありまして、私は、重要な自然を壊してまで、将来に残すべき自然を壊してまで、環境保全のために太陽光発電はいらないと思います。それはもっと他の地域でどんどんやるべきだと考えております。また、14日の日に業者との懇談がありましたけれども、3名の業者は、2社は、島外ですけど、山田さんは土庄町内の住民であります。

これで一応、私がいろいろ言いたいことは終わりました、もう時間がないので、町長から、この取組みに対してどのように将来もっていくのかということをお答えいただければいいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

濱中議員さんの再質問でございますけど、先ほど面積も言っておりましたが、今の現時点では 1ha 以上なのか未満なのかというのはまだ、現時点でつかんでおりませんですね、これから正式に設置届等々が出てきたらたぶん面積も分かってくるだろうし、そういったのは分かってくると思います。その前にですね、昨日、豊島の産業廃棄物の完了式典というのがありました。そのときに、福武財団、福武総一郎さんの思いというのは聞かしていただきました。豊島美術館を設置という流れもよく理解しました。知事、前の真鍋知事、それから浜田知事のあいさつもあり、そんな中で町の思いもお話さしていただいたんですが、今までは産廃の島っていうのが頭に付いておりましたが、今後、瀬戸内国際芸術祭、芸術の島、また観光を中心にやっていくんだというような強い思いも言っておられました。当然、県の方もそういう思いを大切にしてくれるものと思っておりますので、福武さんも特に豊島については自然を中心にやっという、ですから太陽光というのは設置必要ないということ強く言われました。そういう中ですね、今後、昨日たまたま知事ともお話する時間がございました。そんな中で、今、経済産業省等と、契約してるみたいなんですけれども、環境省の方ともう 1 回連絡取りながら、県とそれから町と一体になって、もう一度、話すべきかなという話を言われておりますので、そのあたり県の指導も仰ぎながらですね、協議を進めて行きたいと思っております。先ほど濱中議員言われたガイドラインですね、これについては、住民との協議が初めて 9 月の 14 日ということですから、当然、住民の皆さんが、95 パーセントの方が反対と、これは非常に重く受け止めておまして、住民の皆さんとやっば協調していくべきかなということを思っております。そのあたりですね、何回協議されるかわかりませんが、そのへんを踏まえながら、今後、町、県、両方一緒になって、この事業にもどういう形がいいのかということを取り組んで行きたいと思っておりますので。福武さんの思いも十分分かっております。それから包括協定もしておりますから、その中身も、ちょっと抵触するんはあるかなと思っておりますので、そのあたりも福武総一郎さんとも話しながらですね、やりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

先ほどの面積なんですけれども、我々が説明会で入手した平面図というのがたぶん町の方へも行っていると思うんです。その面積は、周辺の地域も含めて1haは確実にオーバーしますし、2か所あるので、2つ足せば2haになると思います。

時間があんまりないので、3番目小豆島に開校計画がある、県立養護学校の進捗状況についてお伺いしたいと思います。養護学校の建設用地を示して、土庄町内に誘致の働きかけができないかということで、病院も小豆島町、高校も小豆島町ということなんで、ぜひうちの方から、それこそ豊島と同じように用地を提供してですね、無償でもいいと思いますから、そういうことで、町内に誘致したいということを町の方で県の方へ表明していただけたらいいのかなと考えております。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼します。それでは、濱中議員の質問にお答えいたします。

特別支援学校の設立につきましては、本年8月10日に香川県から設置方針のたたき台が示され、その中で設置場所については、小中学校との日常的、継続的な交流及び共同学習が行いやすい場所、と記載がありまして、県有地や県有施設、また無償により提供された町有施設等の活用を図る、というふうにされております。

土庄町としましては、現在町有施設を含め、利用可能と思われる土地はあるかとは思いますが、今後必要な町の施設の建設計画等も踏まえる必要があります。現段階では土地を特定し、誘致を働きかけることは難しいのではないかと考えています。今後は、小豆島町との協議や県が実施した養護学校相当の児童を持つ保護者へのアンケート調査結果等も注視しながら、慎重に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

濱中幸三君。

○8 番（濱中幸三君）

慎重に対応したいという言葉がたびたび聞かれるんですけれども、慎重に対応すると小豆島のスピード感が早いので、また持っていかれると思います。だから早急にですね、スピード感を持って、やっぱりこういうことは対応する必要があると思います。先手必勝やと思いますので、ぜひ用地を特定してですね、ここに作ってくれということを言うべきだと私は思います。今後、町の、

町長の積極的な働きかけを期待いたしまして質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（井上正清君）

1 番 岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

1 番、岡野です。1 点質問させていただきます。障害者福祉施設整備の現在の進捗状況について、質問いたします。知的障害者の場合、自立して生活ができる方が少なく、親の死亡等により生活を世話をする人がいなくなると、年をとってから、泣く泣く生まれ育った小豆島を離れ、島外のグループホームに移らなければならない方が増えていくことが予想されます。また、小豆島町にはグループホームソレイユが設立されており、土庄の方も利用されているため、土庄町のグループホームの整備に対して、平成 27 年 9 月、平成 28 年 6 月定例会で質問したところ、答弁では民設民営の形式で整備を進めていると聞いたが、その後の進捗状況をお知らせください。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

岡野議員のご質問にお答えいたします。

新たなグループホームの整備につきましては、養護者の方の高齢化が深刻な問題となるなか、町有地を活用しての民設民営方式による整備の方向で、町内社会福祉法人と協議を進めておりましたことは、これまでの機会でご答弁させていただいたとおりでございます。

その後につきましてはですが、当該法人のなかでグループホーム整備を主に担当されていた方のご退職等がありましたことから、現在のところは残念ながら協議が中断をいたしておりますが、当該法人の理事長からは、グループホームの設置に向けて職員体制を速やかに整え直し、協議を再開したいとお言葉をいただいております。町といたしましても、早期の協議再開を期待しているところでございます。また、協議の再開に当たりましては、町としてできる範囲の協力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

協議を再開するに当たってですね、町の方でですね、どういう状況で把握しているかどうかお伺いしたいと思います。現在の療育手帳所持者の方の数、また、その中でも 18 歳以上の方の人数、それから知的障害者福祉サービス事業ひまわりの家の利用者の数、それからひまわりの家の方の、利用者の方の平均年

齡、また 50 歳以上の数、それと小豆島町のグループホームソレイユの利用者の土庄町の方の数を分かればお答えください。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

失礼いたします。まず、知的障害者の方の数ですけれども、土庄町内で知的障害で療育手帳をお持ちの方の数が 205 名、これが 3 月末現在になりますけれども 205 名の方がおいでます。そのうち 18 歳以上の方が 183 名、18 歳未満の方が 22 名でございます。それから、ひまわりの家の利用者の方の数ですけれども、土庄町の方でひまわりの家を利用されている方は、現在、27 名おいでます。ひまわりの家が 2 つのサービスを行っておりまして、1 つが就労支援、就労継続支援 B 型というもので、こちらが 15 名の方の利用がございまして、平均年齢は、42.3 歳。それから、生活介護事業、こちらの方の利用者の方が 12 名おいでまして、平均年齢が 33.4 歳となっております。それから町外の施設を利用されている方ですけれども、グループホームソレイユを利用されている方は、2 名おいでます。それから、明和会、オリーブさんが持っているところを利用されている方が 6 名、あと、郡外の施設を利用されている方が 9 名ございます。グループホームについては、土庄町で利用されている方は合わせて 17 名ということになります。以上です。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1 番（岡野能之君）

やはり今ですね、お答えいただいた知的障害者の方の人数ですね、また平均年齢を考えると、その方の両親は、やはりかなり歳をとられていると思います。それでやっぱり先ほど言いましたように、知的障害をもっている方、ひとりで暮らすのが苦しいと思いますので、それと島外のグループホームを利用されている方もかなりの数がおいでますので、そこらへんをですね考えてですね、ぜひとも早く進めていただきたい。それと前回質問した際にですね、候補地として、小学校跡地、また病院跡地、瀬戸ふれあいセンターの空きスペースというようなお答えいただいたんですけども、瀬戸ふれあいセンターは、次世代植物工場ができているため、ちょっと難しい状況だと思います。もし、協議を進めるということなんですけども、今のところですね、もし候補地があるようでしたら、そのあたりをちょっとお答え願えますか。

○議長（井上正清君）

福祉課長 奥村 忠君。

○福祉課長（奥村 忠君）

候補地につきましては、先ほど、岡野議員おっしゃられましたように、最初は柚の浜のところを考えておまして、現在もですね、今、施設がある前の駐車場の前のところ、使っていないところがございますので、そこも候補地としては残っております。ただ、施設の方からは、できれば他のところも検討させていただきたいということで依頼がきておりますので、空き町有地につきまして、それぞれまた検討を進めて行きたいと思っております。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

ぜひとも候補地を早く選定してですね、進めて行ってほしいと思います。それと町長にお伺いしますが、町長の施政方針で住みなれた地域で暮らせるまちづくりというようなことがありますし、28年6月の町長の答弁では、今月もしくは来月早々に協議をし、民間事業者にお任せしたいというようなところですが、担当者不在というところで協議ができてなかった部分もあると思いますけれども、町長として今のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

岡野議員の質問でございますが、思い出しました、去年、そういう話。ちょうど担当者の方が急に辞められるということでおっしゃるとおりで協議できておりません。そんな中で内海のソレイユですね、それ作ったのもその担当者の方がたまたま小豆島町行って、設立したということを知っておりまして、その方が同じような施設をこちら作りたいということで今現在中断しております。今後ですね、先ほど課長から話あったようにですね、向こうのグループホームの担当者は、たぶん早急に選任していただけるものと思っております。その方と場所とかそういったのを早急にですね、話を詰めながら進めて、話を前に進めて行きたいと思っております。また、理事長の方からも、何回か他の会でも会う機会ありますから、そういった話も聞いておりますのでできるだけ早急にしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（井上正清君）

岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

町長の方も作ることを前提に協議を進めていき、できるだけ早く施設の整備に向けて動きたいということなので、繰り返しますが、間違いなく知的障害者の方が暮らせる町にするようにですね、今後進めて行ってほしいと思います。私の質問は以上です。

○議長（井上正清君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

4番、高橋です。一般質問をさせていただきたいと思います。まず、1番目の質問でございますが、中小企業振興基本条例制定後の進捗についてご質問させていただきたいと思います。現在、日本の経済も、全体的にはデフレを脱却したかのように見えておりますが、地方では、まだまだ好景気感を実感できる状況ではありません。そこで、平成28年度9月定例議会で、私も土庄町の経済を活性化させるため、香川県中小企業家同友会の人達が取り組んでおります土庄町中小企業振興基本条例の制定を提案させていただきました。その後28年度の3月議会におきまして、土庄町中小企業振興基本条例が制定をされました。3月議会で制定されたところですが、その次のステップとして、この条例を生かした土庄町の企業家の人達の社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興施策を実施すべく必要な調査、研究を行う機関としての土庄町中小企業振興審議会の設置をすべきであると私は考えております。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、本町における取組状況といたしまして、土庄町企業誘致条例の規定による施設の新增設、新規雇用に対する助成、土庄町過疎地域における町税の特別措置条例等の規定による固定資産税の減免、土庄町中小企業融資条例の規定による香川県との協調融資条例を実施しております。

また、今年度は、土庄町商工会の運営基盤強化、効率的かつ安定的な小規模企業経営改善普及事業等の運用に資するために、土庄町商工観光業振興条例の規定による助成金を増額したところでございます。

さらに直近の取組みといたしまして、今年8月には、地域における創業の促進を目的とした本町が策定した、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画が国に認定されました。

ご指摘のありました土庄町中小企業振興基本条例は、本町における中小企業の育成及び振興に関し、基本理念を定めるとともに、町の責務、中小企業者及び本町民の努めるべき事項を明らかにすることにより、地域経済の活性化並びに町民生活の向上に寄与することを目的とし、今年3月に施行されました。

今後は、本条例の基本理念に則り、四国経済産業局をはじめ、土庄町商工会、日本政策金融公庫高松支店、地元金融機関など関係機関と連携し、中小企業振興施策を継続、強化してまいります。

社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興施策を実施するための必要な調査研究につきましては、本町が観光産業を基盤としていることに鑑み、土庄町商工観光業振興条例の規定による土庄町商工観光業振興協議会において、より広い視野で協議、検討することで、町内中小企業者の経営の安定及び育成振興を図ってまいる所存であります。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

ただいまの答弁で、我が町における経済の活性化、観光立町というようなことで、中心で、協議会を行うというようなお話でございますが、中小企業家の方々とお話する中で、やっぱり一番困ってるのは、後継者問題、跡継ぎがないという。それからまた、新しい産業を起こして雇用の場を作りたいというのが切実な考えのようです。だから私は、この観光振興条例を生かして、これに特化した審議会を作るべきでないかと。観光と併せてやっていけば、やっぱり観光中心になっていくような気がいたしますので、この観光振興条例に特化した審議会をぜひ作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上正清君）

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長（宮原正行君）

現時点におきまして、中小企業振興協議会を新たに設置する必要性があるかどうかにつきましては、どのような利点があるか、現在現実に機能している商工観光業振興協議会との関連性、他の市町等の状況も踏まえて検討していく必要があると考えております。その上で、もし可能であれば、ご提案ですが、新たに中小企業団体の代表者等の方に土庄町商工観光業振興協議会に新たに加わっていただく方向で議論を深めていく方法もあるかと思っております。以上です。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

今後ぜひ審議会を作っていただきたいと思っております。これで1番目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に入りたいと思っております。上庄地区から蒲生へ抜けるトンネルを敷設していただけないかという質問でございます。小豆島では国道436号の中で、一番交通量が多いと思われるのは、四海方面から池田・内海へ向かう、また、土庄港から福田へ向かう富丘八幡神社あたりの交差点が、交通量が、1日の交通量が一番多いように、統計は、データは取っておりませんが多いように思います。また、土庄の北部方面の方から小豆島町への勤務者も増え、

また、中央病院、小豆島中央病院、県立高校も池田町の方に設立されております。そういう面でかなりその交差点の交通量が増えておるように思います。混雑して危険が予想されております。また、瀬戸内国際芸術祭の影響かとも思われますし、土庄町、小豆島町が取り組んでいる観光産業で効果が出ているのだと思いますが、小豆島への観光客の入込み数も大変増えておるように思います。今年度も統計でも増えておったように香川県の発表で聞いております。また、それに合わせて、小豆島高校が蒲生に開設され、現在、自転車、歩行者の危険防止のため、双子線の道路拡張工事を一生懸命やっておるのは、県に感謝を申し上げますところではありますが、歩道の整備であって、車道の車線は増えません。だから交通量が緩和されるようには思われません。そこで、その交差点の渋滞を緩和するために、現在、上庄地区から蒲生、クロネコヤマトあたりですけど、そこへトンネルのバイパス道路ができないものかなという地元のある人からも聞いております。そしてまた、国道 436 整備促進期成同盟会というのがあるようでございまして、そこへ湊崎地区自治会連合会長、大鐸地区自治会連合会長、北浦地区自治会連合会長、大部地区自治会連合会長、また、単体の上庄自治会会長、北山自治会会長の連名で要望書も出ておるようです。今後、国、県に働きかけて、土庄町、2 町にまたがる事業になろうかと思っておりますので、日数はかかろうかと思っておりますけれども、将来的な展望としてどうお考えか聞きたいと思っております。

○議長（井上正清君）

建設課長 濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

高橋議員のご質問にお答えいたします。

高橋議員がおっしゃられる湊崎交差点の交通量につきまして、平成 29 年 4 月の 19 日の 7 時から 18 時の 11 時間観測の交通量を調査したところ、自動車約 17,000 台、自転車約 340 台、歩行者約 400 人でありました。小豆島中央高校が開校する以前の 3 月 14 日の観測値と比べてみますと、自動車交通量及び歩行者には大きな変化はありませんが、自転車に関しましては 1.4 倍になっておりました。このような状況を踏まえ、香川県では国道 436 号双子浦工区の整備を進めております。この整備計画では、歩道幅を 3.5m に拡幅し、歩行者・自転車の交通安全を図ることとしております。高橋議員がおっしゃるとおり道路の車線数は変わりませんが、湊崎交差点の整備では、現在、オーリーブ通りからのみ右折レーンが整備されておりますが、今回の整備によりその他の北山・赤穂屋・双子浦からの 3 方向に右折レーンの新設が計画されております。この整備が完成すれば湊崎交差点の渋滞解消に繋がると期待できることから、建設課としましては香川県の事業推進並びに早期事業完成に向けて協力していきたいと考え

ております。また、事業完了後においても、交通量等に注視し、渋滞等の問題が発生するようであれば、関係機関を交え、高橋議員がおっしゃるトンネル設置等の対策についても研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（井上正清君）

高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

その交差点の渋滞は、最近見ておりましたら、例えば、エンジェルロードの観光客も増えておりました、国際ホテルからひどいときは双子浦、今道路拡張工事が行われております蒲生あたりまで渋滞ができることがあります。また、通勤時、朝の通勤時は川崎屋さんから双子浦の頂上ぐらまで渋滞になっておるときも目にしました。過去の前例ですけれども、岡会計のそこから東港へバイパスができました。このバイパスができたおかげで、土庄本町の車の渋滞が、大型車がそちらへ回っておりますので、緩和されたという実績もございます。そういう観点と、今後防災を含めた北部地区からの病院へ行く、緊急病院へ行く時間短縮、また防災の面からも蒲生地区から土庄町、高い山へ逃げられるという観点も踏まえて、防災、両方の面から、このトンネルをぜひ推進して行っていただきたいと思っております。以上で、質問終わります。

○議長（井上正清君）

9番 山崎勝義君。

○9番（山崎勝義君）

9番、山崎です。町長に質問をします。町長の任期が近づいています。12月には町長選挙が行われますが、2期目に挑戦するかどうか決意をお聞かせください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは山崎議員の質問にお答えさしていただきたいと思っております。私が、平成26年1月に町長に就任して以来、安心・安全・安定なまちづくりを目指しまして、できる限り現場に足を運びつつ、また、町民の皆様や議会の皆様との対話を大切にしながら、日々全力で町政に取り組んで来たところでございます。おかげをもちまして、おおむね順調に町政を運営できたのも、ここにいらっしゃる議員の皆様、また町民の皆様の深いご理解とご支援、ご協力の賜物と理解をいたしております。

私自身の任期も先ほど言われましたように残すところ、もうあと数か月でございます。引き続き進めて行かなければならない施策、またこの4年間の中で新たにスタートさせた事業等々着実に遂行していく責任があると考えておりま

す。今後も、誰もが安心して暮らせる住み良いまちづくりのため、町民の皆様、議会の皆様ともに引き続き町政運営の先頭に立って、全力でがんばらせていただきたいと考えております。土庄町の更なる発展のために尽力したいという強い思いを胸に、今回の町長選に立候補する決意でございます。

○議長（井上正清君）

山崎勝義君。

○9番（山崎勝義君）

町長より2期目挑戦すると強い意思を聞かせていただきました。1期4年、町民の安心・安全のため色々と努力したと思いますが、まだまだ、やり残したことがたくさんあると思いますが、町長としての思いをお聞かせください。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように、この4年間でですね、新たにいろんな事業スタートしております。そんな中で、今回土庄町の総合計画の策定もさせていただきましたが、特にはですね、医療、福祉、教育、いろんな分野ありますが、まず、医療につきましては、小豆島中央病院の開院、それから学校も教育におきましては、小豆島中央高校の開校ということで、今後ですね、両町がたぶん支援をしていったりしながら、両方の病院も学校も成功というか、上手くやらないといけないなと思っておりますし、高校に関しても今回初めて寮というそういう施設も整備しながらですね、強固な小・中・高一貫教育を目指すということも両町で今鋭意取り組んでいるところです。それから、土庄町の当初からの一丁目一番地でですね、次世代の野菜工場をやろうと。これが実際にこの11月、少し遅くなっておりますが、11月から正式には稼動していくと。これもあと3年、4年、地方創生の中で補助金もいただきながら、実際にどういったことが静岡県と連携しながら新しい事業が展開できるのかということもこれからということになっております。また、四海、小豆島で一番漁業の組合の一番大きなのは四海漁協です。この四海漁協さんに対しましても島鱧ということでやっとブランド化できて、今年から初出荷でやっているところでございますので、今後何年かかるか分かりませんが、本当のブランドというのを立ち上げていくのに時間が必要かなと思っております。また、京都産業大学さんとこれは実際には来年の4月1日です。大学連携。また、武庫川女子大さんの方から、たまたま昨日、一昨日ですか、メールもいただきまして、やっと正式にやるという話を、やろうという話をいただいておりますので、今年度内には武庫川女子大さんとも連携していくということ。それから、市、雲仙市さんとですね、初めて今回、調印したわけでございますけれども、歴史的友好、それから国立公園等々の関係

の中で始めて新しい市と連携していきます。これも今年ですから、早速ですけども、この来月、再来月ですか、商業祭に来ていただいたりとか、マラソンに出ていただく、また、こちらからも行く、人、もの、いろんな交流を文化等々の交流をしながらですね、今からやっていくというのがあるのかなと思っております。また、初めて、遅くなりましたけれど、小豆島スポーツ、これも今年の7月に設立させていただきました。これも元気な人を作っていく、子ども達もなかなかスポーツには関心があるようでないようなのが土庄町であると聞いております。3割ぐらいの方しか入っておらないということですね、このスポーツができたことによって、大人も子どもも皆さんスポーツに関心を持っていただいて元気な体力を作っていただけるということを目指して、今からこれも今年の7月のことなんで、今からというところに来ております。それから、瀬戸内国際芸術祭もですね、2018 終わりました、次は、すみません、去年終わりました、28年。次は2019です。来年、再来年でございまして、これに向かってもコシノジュンコさんをどういう形でアプローチしていくか、また新たに違う人をお願いしたいということ。それと今後ですね、今までできてなかった四海地区とかいう話も今でしておりますので、あのあたりの場所にも設置をしながらですね、やっていく、これにもある程度の時間が必要かなと思っております。そういう観光、それから医療、福祉、教育と色々な分野でやると、この今年始まった、去年とか今年、また来年始まるようなことが非常に多いわけ、中でございまして、今後ですね、こういったのも実らせて、土庄町を立派と言いますか、すばらしい、安心・安全・安定のまちづくりになれるよう、努力したいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

山崎勝義君。

○9番（山崎勝義君）

1期目にやり残したこと、2期目にやりたいということを力強く聞かせていただきました。町民の安心・安全のためにがんばってください。質問を終わります。

休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩いたします。再開は10時55分から。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時55分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

○議長（井上正清君）

5 番 木場隆司君。

○5 番（木場隆司君）

5 番、木場隆司でございます。私のほうから 2 点ほど質問をさしていただきたいと思っております。まず 1 点目でありますけれども、小豆島町との合併問題であります。平成の合併が行われたときに小豆 3 町がひとつになるということで話が進んでおったと思うんですけども、各種条件が合わないということで 3 つが 2 つになっております。昨今では、今年に入りまして、公立高校 2 校の統合、また去年は公立病院の統合と、島がひとつというような感じでことが進んでいるように思います。そこらへんを踏まえて小豆島町との合併問題の現状はどうなっておるのかということをお尋ねしたいと思っております。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは木場議員のご質問にお答えさしていただきたいと思っております。

平成 15 年に小豆郡 3 町合併協議会を設置をし、合併協議を始めておりました。そして翌年の平成 16 年に解散した経緯がございます。このときには全国的に平成の大合併と言われるなかで小豆島におきましては、今おっしゃったように残念な結果になってしまいました。そして、その後の動きといたしましては、先ほど言われたように平成 28 年 4 月に 2 町の公立病院が統合して小豆島中央病院

というのを開院をしております、島民の皆さん誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる環境ということで二次医療っていうのが小豆島に今のその病院しかないという状況で島ひとつの中の公立病院ということで、今運営をいたしております。

それから今年でございますけれども、4月に土庄高校・小豆島高校の2町の高校の2つの学校が合併しまして、小豆島中央高校ということで開校されております。中身等につきましては皆さんご存知だと思うんですけども、多様な進路の実現とそれからいろんなスポーツも含めてですけど全国的なレベルでの活躍を目指す、勉強にしろスポーツにしろ教育環境を整備をし、小豆島から大きな未来への第1歩を踏み出したところであります。

また、2010年、2013年、2016年と3回にわたりまして瀬戸内国際芸術祭が開催をされた。これにつきましても、2町が取り組むことにより、小豆島全体の魅力をとというものを全国的に、また全世界に情報発信することができておると思っております。また2019年には4回目の瀬戸内国際芸術祭も始まります。

そして私が平成26年、町長に就任した当初「島はひとつ、として島全体で長期的なビジョンを策定するべきである」また「当然ながら合併すべきである」との基本姿勢は全然今も変わっておりません。以上の経過を振り返りまして、その方向性は、全くゆるぎないそのままの方向性であります。

わが町土庄町におきましては、将来にむけての人口減少が避けられない現状において財政面、人材面、福祉・教育・観光等々を考慮いたしますと、過去2度こういう教訓がございました。1回目が平成13年の4月です。そして2回目が先ほど言いました平成16年の2月。この2回の合併の同じ轍を踏まないということを教訓にしながらですね、一歩ずつ合併にむけた議論をしていかなければならないなと思っております。

ましてや、昭和54年くらいからだったと思いますが、広域事務組合ができております。そこには消防、それから老人ホーム、それから水道ですか、広域化の水道、それからごみの焼却等々がもうすでに両町で今やっております。そのあたりの流れも含みながら先ほど言いました病院もまた1つになり、学校も1つになると。そういったのを中心に考えて今後、小豆島町との合併については、機会あるごとに話し合いをしながら、当然小豆島町さんの意向も十分確認し考慮しながら、島はひとつという合意形成に向けて努力はしていきたいなと思っております。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

考え方はよく分かりました。合併した場合には、メリット、デメリット両方

あるかと思えますけれども、多分、メリットのほうが大きいから国も指導したと思うんです。まずメリットのひとつはスケールメリット。1つの組織を大きくするという、スケールのメリットが1番じゃないかと思えます。今後合併に向けて、また住民の意見を十分に取り入れていただいてそちらの方向に進んでいただきたいと思えます。それで1問目は終わります。

次に2つ目の質問でありますけれども、鳥獣害対策への取り組みについてということであります。去年平成28年9月定例会の一般質問で、イノシシの生息頭数についてお尋ねしました。その時の回答では、専門家によると住民が被害対策を何もしなければ、イノシシの増加数は、年間3割、3年後には2.2倍、9年後には約10倍になるとのことでした。その後、去年か今年ぐらいのときに、香川県が新聞で香川県のイノシシの生息数は29,000頭と推測されると初めて公表されました。何年かかけて20,000頭までに減少させたいという方針であると書いておりました。また農産物の被害額は年々減少していると報道されましたけれども、お尋ねします。小豆島の生息数はおよそ何頭なのか。また、農産物被害は過去と比べて減少しているのか。この2点をお尋ねすると、もう1点、農業者が減少し、点在した農地で農業に取り組んでおる人、また個人もおります。そうしたなかで、土庄町では、補助制度がない。イノシシによる農作物の被害はその農家だけの責任なのか、またイノシシによる農地等の擁壁、岸等の崩壊は、土地所有者だけの責任なのか、そのへんの考え方を聞きたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上正清君）

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

木場議員のご質問にお答えいたします。

香川県は、27年度末時点において、これまで捕獲個体数や出没件数、自然増加率などに基づく統計学的手法、階層ベイズモデルを用いて算出した結果、イノシシの推定生息数は、本土部分には20,870頭から39,300頭までの間で、推定生息頭数は28,249頭、小豆島には312頭から998頭までの間で、推定生息頭数は591頭のイノシシが生息している。ただし、小豆島においては、根拠となる暦年の捕獲頭数等のデータが少なく推定誤差が大きい可能性があるとして報告されております。

土庄町は毎年、調査している野生鳥獣による農作物の被害状況調査によりますと、28年度、町内のイノシシによる農作物被害額は426万6千円で、前年度対比約9%減少しております。被害額が減少した要因は長浜、滝宮地区の一部の田んぼの周囲、約8kmに電気柵を設置したことによるものと考えられます。

鳥獣捕獲等助成事業補助金の被害防止施設等整備事業としまして、複数の農

業者等が農作物被害軽減のため、侵入防止柵を自力で施工する場合は、事業費の上限は50万円ではありますが、資材費相当額、全額を補助する制度がございます。イノシシによる農地の法面等の被害については、香川県や土地改良事業団体連合会に確認しましたが、補助事業はないとのことでした。土庄町が管理している農道や水路につきましては、地元自治会や農業者からの連絡、通報によりまして、土石の撤去、石積等の原形復旧工事を行っております。

土庄町としましては、獣害に強い地域づくりを推進するため、地域で講演会を開催、地域点検、大規模侵入防止柵を設置して地域を守るとともに狩猟免許を取得している土庄町鳥獣被害防止対策実施隊員の協力を得まして、これまで以上に有害鳥獣捕獲を積極的に推進していきます。また、小豆島町や香川県小豆農業改良普及センターと連携を密にしまして、野生鳥獣による被害の減少に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

ちょっと確認いたします。小豆島の生息数は、330から900まで言うたんかな。

○農林水産課長（川本公義君）

998頭です。の間に591頭です。こういう統計学手法で計算した場合です。

○5番（木場隆司君）

それではもういっぺん再度質問いたします。でしたら28年度か、28年でも結構ですけども、小豆島町と土庄町で捕獲した頭数は何頭イノシシおるんでしょうか。

○議長（井上正清君）

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

28年度のイノシシの捕獲頭数ですが、土庄町は543頭、小豆島町は1,144頭、小豆島の合計が1,687頭でございます。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

そしたら先ほど、推測で332とか998で平均すると598頭しかおらんのに、1,600とったような勘定になるんやけども、そのへんはどういう勘定になるんでしょうか。

○議長（井上正清君）

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

先ほども最初に報告したとおりなんですが、根拠となります暦年の捕獲頭数のデータが少ないということで推定誤差が大きいと報告はされておりますので、この点が小豆島については、ほぼ22年くらいから捕獲が始まりましたのでデータが少ないということで、このような結果が出ていると、香川県のほうからは聞いております。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

私ももともとJAにおりました。シカの被害のときにも県とやりあったことがあるんですけども、あの当時県は700頭ほどしかおらんシカは小豆島には。実際は、あのときに森林組合の組合長椎木さんがしとったわけですけども、そりゃ2000も3000もおるぞという話がありました。差がものすごあったわけです。結果としては、やっぱようけおったということで。今回もいろんなデータで調べるんでしょうけども、実際は1,600頭おってもトータルの数はそんなに減りよるようには思いません。データの取りようがないんでしょうけども、なかなか500頭や600頭よりもっともっと1,600頭とつとるということはその倍の上はおるはずですよ。ですからとにかく、鳥獣害の対策をしっかりとってほしいのとそれから、農作物の被害も9%減つとるということでもありますけども、私も自治会の関係を世話しよるときにも、去年も言いましたけども、なかなか被害対策を書け言うても、書いたってどうちゃならんのに書かんわという人がおりますんで、なかなか実際は減ってないような気がします。なおいっその対策をお願いしたいと思います。それから、50万の補助、防止柵の補助、これは個人にもしよるんですか。個人。

○議長（井上正清君）

川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

県の補助事業なんですが、複数、2名以上の農業者から申請があれば採択になる事業でございまして、通常は国費が1/3、すみません、県費が1/3、町費1/3なんですが、土庄町につきましては、かさ上げ補助ということで2/3補助、だから100%補助ですね、原材料の100%補助を今行って、ただし上限が50万であるという事業でございまして。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

質問の中でも言いましたけども、我々の地区では農業者はほとんど減っております。各組とか部落で2、3人しかいないというようなことで、農家もほとん

ど点在しております。例えば肥土山とか場所によったら農家の集落があつて、その中に農地もあるようなところはそれで対象になるんでしょうけども、ほとんどの小さな小部落では1軒ぐらいしか農業しよらん場所もあります。その農家は現在対象になっておりません。それが町として公平なのか。県もそうでしょうけども、町として公平な対策なのかと私は思いますし、また住民からもそのようなことを言われます。そのことについて課長はどのように考えますか。

○議長（井上正清君）

川本公義君。

○農林水産課長（川本公義君）

隣町の単独補助というのがございます。小豆島町はですね、平成25年度からこの単独事業を取り入れておるんですが、1人の申請からでもあります。その代わり事業費の上限が20万で1/2補助というのがございます。それで10万の20万の事業であれば10万の補助が出るという事業がございますけど、小豆島町は今私が言った県の事業ですね、資材の全額補助ですね。だから1人じゃなくてですね、もう1名ぐらいをなんとか確保していただいて農地を守るんであればですね、県の補助の対象になる可能性がございますので、そのへんはまた、県ですね、普及センターのほうとも協議しまして、現場を見さしてもらって対象になるかどうかは検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

木場隆司君。

○5番（木場隆司君）

よく小豆島町を出して言われます。というようなことで農業しよる人、上手いこと集落の中でしよる人もえいんですけれども、ほとんど集落の中でも農業者が1人とか2人しかいないところではなかなか農地がまとまらない。被害を受けても何も補助は受けられない。公平ではないような気もいたしますし、今後もひとつそのへんを検討していただいて農業者に公平な施策を考えていただきたいと思います。以上よろしくお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（井上正清君）

2番 岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

2番、岡本です。町内住民の防災力アップについてですが、過日の台風では町長を先頭に職員が一丸となって取り組んでいただいたおかげで町内大きな被害が出てないとお聞きしております。誠にご苦労様でした。質問ですが南海トラフ大地震などで大規模災害に備えて、どのような取り組みを、対策をして考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（井上正清君）

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長（鳥井基史君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、あらゆる災害を想定し、万全な対策を実施していかなければならないと考えております。町では災害に強いまちづくりを目指した取り組みとして、避難所等の公共施設の耐震診断と耐震改修、防災行政無線等の情報伝達体制の整備、急傾斜崩壊防止の工事、河川の改修、治山対策、高潮対策など防災・減災事業に力を入れているところでございます。

自然災害はいつ起こるかわかりません。また、災害そのものを防ぐことはできませんが、地域住民一人ひとりが「正しく知り」、「正しく判断し」、「正しく行動する」など、災害の特性を正しく理解し、十分な準備と対策を行うことで、被害をかなり軽減できると考えております。そのため、防災意識を高める一環として広報、講座等で災害時の避難場所や避難する時の心得、災害の備えなどを周知する啓発活動も定期的に行っております。

さらに、毎年9月の防災週間の時期には、自助・共助・公助の再認識と災害時における心構え、防災活動の向上を図るため、役場・警察・消防本部・消防団・自治会等が連携した土庄町総合防災訓練を実施しております。

今後も町民の皆様にも、あらゆる機会を通して、本町の進めている防災・減災対策の取り組みの周知、防災意識の普及・啓発に努め、防災関係機関、各種団体と連携を図り、総合的な防災対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

よく分かりました。地域の方で一番機動力のある消防団の方、しっかりと総務のほうで激励しながら連携をとって、初動っていうのが一番大切だと思いますので、住民の安全確保に取り組んでいただきたいと思います。

過日の新聞ですが、9月1日の防災の日に、綾川町内の5校の児童と教職員全員分の場所をとらない折りたたみ式ヘルメットを1,400個購入し、配布とありましたが、1個だいたい3,000円から4,000円程ですが、町としてはどの様に取り組んでいくお考えでしょうか。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、岡本議員のご質問にお答えいたします。

町内の小中学校における災害対策につきましては、各学校のマニュアルに基づきまして、防災訓練等を行い、避難の手順や避難の場所の確認を行っているところです。しかし、最近においては、議員ご指摘のとおり、綾川町において小学校全校に折りたたみヘルメットを配布するなど、県内においても防災ヘルメットを使用した防災訓練の普及が進んでおります。教育委員会で調査しましたところ、防災頭巾または防災ヘルメットを一部の学校も含め、小中学校で常備している市町は、8市9町中13市町で、多くの市町に常備配置が進んでいます。特に高松市などは綾川町と同じく、全小学校に対し折り畳み式ヘルメットを配布しております。

土庄町においても災害対策また防災訓練における防災ヘルメットの役割は非常に大きいと考えまして、特に最近ではミサイル等の国民保護の観点から今後導入を検討していく必要があると思っております。いずれにせよ児童・生徒の安全確保は、学校及び教育委員会の責務でありますので、防災ヘルメットの必要な数も含め、学校側と十分に話し合い、検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2番（岡本経治君）

先ほどの話では前例がたくさんあるということで県内でも。県知事も子どもたちの安全に対するコメントをしておりますので、町長も町民にとって速やかに対処していただきたいと思えます。

2点目、小・中学生の防犯対策として、これから夕暮れが早くなる時期のスクールバスの利用、特に小学生の利用をどのように考えているのかお答えください。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは岡本議員の2点目のご質問にお答えいたします。

土庄小学校のスクールバスの運行については、陸上、水泳等の放課後の行事がある場合は、1日3便を運行しております。3便目の学校を17時45分に発車しているところです。しかし、大木戸、吉ヶ浦、港新町及び大谷地区については、4、5、6年生をスクールバスの乗車対象の児童としていないということから、秋冬の夕暮れが早くなる時期においても、徒歩による下校を行っています。

以前にも一部の保護者からスクールバスの増便の声をお聞きしましたが、スクールバスの運行には、子どもの体力の保持など保護者間で賛否両論あり、学校においても終了時間を早めるなど他にも対策があることから、増便せず現状

維持で運行をしてまいりました。しかし、今後は児童の安全をもう一度考える上でも、学校、PTA 等でご意見をお伺いし、現状把握も含め、引き続き調査・検討をさせていただきたいと考えています。以上でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

だんだん日が短くなってきております。日が落ちて暗くなったらイノシシが街中出没するっていうことも考えられます。現在、出てきてるとい地域もありますんで、しっかりと PTA の方と協議して子どもたちと保護者が安心できるように速やかに対処していただきたいと思っておりますので、その点お願いします。

あと、中学生の手さげカバンを、両手が空き、安全確保できるようにどのように指導しているのかお聞かせください。

○議長（井上正清君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、土庄中学校の手提げかばんの導入についてですが、小豆島町につきましては小豆島中学校がすでに導入している経緯もありまして、現在学校と PTA で話し合いを進めております。形としては、背負えるタイプのカバンを想定しておりまして、2 学期中に生徒の意見も聞いた上で、早い時期に導入する方向で考えております。いずれにせよ保護者からの強い要望もありますので、教育委員会としても学校、保護者の意見を十分に尊重していく方向で考えております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

岡本経治君。

○2 番（岡本経治君）

町長の安心・安全・安定ということを言われてます。予算、意見と厳しくとも、町民なかんずく子どもたちの安全確保のためには必要なことだと思いますんで、しっかりと町長の英断が望まれます。執行部と協議しながら速やかに取り組んでいただくことを強く望んで質問終わります。以上です。

○議長（井上正清君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

7 番、日本共産党福本耕太です。早速質問に入りたいと思っております。1 つ目は、水道事業の広域化についての質問であります。全国で始まっている水道広域化の議論のもつぱらの中心は、水道事業の民営化、株式会社化であります。しかし、水道事業は、他の民営化された事業とは性格を異にし、住民の生命と国の

基盤を根本から支える事業であるため、国会、地方議会ともに党派、会派を超えて民営化に反対する声が大きくあります。例えば、民営化になれば、外国資本の株式保有、つまり多国籍資本による参入を排除できないことが指摘されています。報道では、中国資本による日本の水源保有や他国への水売買などが真剣に検討されているとの指摘もあります。こうした中で、香川県では水道事業を企業団として広域で運営することにしていますが、懸念は、懸念の第一はやはり民営化、将来にわたっての株式化にあります。県議会で檉昭二日本共産党県議が、質問をした際に、県は「現時点での民営化は考えていない。」と答弁しました。しかし、10年先、20年先、将来にわたっての保障を担保する答弁は行っていません。住民の生命線であり水源を、失礼しました、住民の生命線である水資源を利益最優先の動きに牛耳られることがあってはなりません。そのためには企業団規約の締結段階で民営化を禁止する項目を設ける必要があると私は考えます。なぜ、企業団規約の締結段階での民営化禁止項目を設ける必要があるかという理由については企業団設立後の企業団会議の議員が各自治体1人となっているためです。各自治体1人の議員では住民の声を反映することは難しく、いったん民営化が大きな流れになるとその流れを一部の議員が反対をしても止めることは極めて困難になるからです。こうした理由から、民営化について2つ、2点ですね、そして濁水化対策について3点の質問を行いたいと思います。

まず2つ質問いたします。規約の締結段階で、民営化、株式化を禁じる項目、または、協定等の内容を盛り込む必要があると私は考えますけれども、町長の考えをお聞かせ願います。2つ目は、全国で懸念されている民営化の問題点について町は県との協議の中でどのような質問を行ってきたのかをお聞きしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

水道課長 石床勝則君。

○水道課長（石床勝則君）

福本議員の民営化を禁ずる項目を盛り込んでどうかという質問に対しましてお答えいたします。水道事業の広域化につきましては、あくまで水道事業の経営基盤の強化・確立を目的とするものであり、民営化そのものを目的としているものではございません。協議会においてそのような内容につきましては協議しておりません。また、広域化基本計画におきましても記載していないため、盛り込む必要はないものと考えます。次に、協議のほうでございしますが先ほど言いましたように水道事業の業務のうち個別の分野、委託につきましては、民間事業者の持つ能力等を活用していくことは、一定の意義があるものと考えますが、水道事業そのものの民営化については、協議しておりません。以上でご

ざいます。よろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

今の答弁に対して質問をいたします。この水道の広域化は全国で香川県が初めてということであります。先ほども言いましたけども、全国のもともとの広域化の議論の柱というのが民営化、国の方では民営化という話が軸になってそこからきております。県のほうが民営化を検討していないという答弁というのはわかるんですけども、そういうもともとの話の流れ、そして全国で一番最初に香川県が実施するということになりますので、そういう面では突っ込んで深く聞いていただきたいと思います。今、答弁の中でですね、議論をしてないということですので、またお聞きしたい、委員会もしくは本会議でお聞きしたいと思いますので聞いていただきたいと、しっかりと住民に説明ができる内容のものにしていきたいと思います。

湧水化について、湧水対策について、お伺いいたします。水道の広域化に併せて自己水源の廃止ということが盛り込まれておりますけれども、広域化に伴う自己水源の廃止と湧水化対策について、以前、町は、土庄で湧水化対策が明確に県の方から示されない段階で、自己水源の廃止には応じないということをお答えになられておりましたが、その考えっていうのは今も変わっていないかどうかをお尋ねしたいと思います。現状ですね、湧水対策は県から示されているのかどうか。そして、その例としてですね、以前にも質問しておりますけれども、小部の浄水場を廃止の対象にしておりましたけども、これについて今までは湧水化対策が県から示されてなければ、示されなければ廃止はしないとおっしゃってましたけど、今どういう考えになっているのか、3つ合わせて結構ですので、お答え願えたらと思います。

○議長（井上正清君）

石床勝則君。

○水道課長（石床勝則君）

自己水源の話でございますが、本町における自己水源につきましては、全て廃止をしないという方向で進めております。湧水時における臨時水源につきましても、今までに利用してきた臨時水源につきましては、将来の湧水時に使用できるよう残していく方針で考えております。よって、現状の利用方法とは変わりはございません。

次に、湧水対策の質問でございますが、湧水対策における方針といたしましては、小豆島内の水源の一元的な管理に加え、浄水場間の連絡管によりますバックアップ体制の強化や予備・臨時水源の活用によりまして、住民生活への影

響を最小限に留める体制づくりをすることとなっております。

最後に、小部浄水場の件でございますが、小部浄水場につきましては、今後とも存続いたします。将来、浄水場の更新工事はしないで廃止という形にはなっております。ただし、廃止の時期につきましては決定しておらず、維持修繕ができる間は使用したいと考えております。また、小部水源につきましては、浄水場の廃止時にどうするかということを検討してまいりたいと思っておりますので、今現在では、あくまでも、浄水場施設のみの将来的な廃止ということが決定されたということになっております。以上でございます。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

ちょっと分からなかったんで、もう一度お聞きしたいんですけれども、以前お話、川本、今の農水課長が水道の課長やった時にお話ししてたんですけども、前に濁水になったときに大部の浄水場の水を北浦に送るという形で、その補助を小部の方から、小部の浄水場から水を送ることによって、大部では濁水状態が起らなかったということが報告されております。私が心配しておりますのは、次の濁水になったときに、その小部の浄水場がなかったときに大部の浄水場の水を北浦へ送ったときに、大部が濁水になるんじゃないかということをおおきく心配しております。これに対してですね、川本課長のときに、県の方からきちんとした濁水対策が示されない限りは、小部は廃止することできないから前と同じように、私が理解している上ではですね、前と同じように小部の水を大部にまわして、大部地域の水を守らんといかんから、それで小部を廃止しないというふうにおっしゃってたと思うんです。それについては、今老朽化して行って、対策を打たずに最終的に廃止するっていうふうにおっしゃったように、ちょっと僕聞こえたんですけども、そうなると実際に濁水になったときに、大部の水どうやって守るのかなというのをちょっと思ったんですけども、お答え願えたらと思います。

○議長（井上正清君）

石床勝則君。

○水道課長（石床勝則君）

小部の水源と浄水場は違うものとなりますので、浄水場がなくなったからといって、小部の水源を使わなくなるという話ではございません。将来的に小部の水源を、今浄水場に行くとるんですが、こちらの方につきましては、そのまま大部の浄水場の方へ持って行くとか、その廃止した状態にもよりますが、あと、大部の水源だけで賄えるようであれば廃止にするとかいう形になりますので今現在はあくまでも、水源自体は廃止にしません。浄水場の施設だけを廃

止にするということが決定しておるということです。よろしいでしょうか。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

そしたら、小部の浄水場を廃止しても、水源はそのままやから水は足りますよという説明だったと思うんですけど、そういうことですかね。水は確保できますよと、浄水場がなくても水自体の量は減りませんよということなんですね。

○議長（井上正清君）

石床勝則君。

○水道課長（石床勝則君）

小部の浄水場につきましては、今大部の浄水場の水も連動してですね、行くような形にはなっとんです。なんで小部の浄水場が廃止されたからといって小部の浄水場で今使われております、小部地区、灘山地区については水が行かないということにはなりません。水源に関しましては、その小部の水源を将来的に予備水源にするのか、臨時水源にするのかというのは廃止するときに、もう一度検討するということになっております。よろしいでしょうか。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

次の質問に入りたいと思います。2017年7月の7日、国連で人類史上初めて核兵器禁止条約が結ばれました。核兵器禁止条約は、これまでの核による核の抑止という考え方、つまり核抑止論を人類史上初めて否定し、核兵器そのものが非人道的兵器だとして、悪のらく印を押した歴史的画期的な条約です。核兵器禁止条約は広島、長崎をはじめ、世界で唯一の被爆国である日本国民の切実なる願いであり、その実現を求める運動は現在であっても脈々と続いていることは町長もよくご存じだと思います。このように世界で唯一の被爆国である日本政府安倍政権は、この核兵器禁止条約に対し、批准をせず、背を向けているのが現状であります。こうした態度は、被爆者をはじめとして、核兵器廃絶を求める国内、国際世論の強い反発をまねいています。安倍首相自身、北朝鮮の核保有や核実験に強く抗議し、強い遺憾の意を示しています。ところがその一方で北朝鮮の核保有・核実験を禁止することが可能な核兵器禁止条約を批准しないという矛盾した行動をとっています。土庄町には、土庄町非核・平和宣言があり、国の大小にかかわらず、核兵器の製造・保有・使用の全てを否定する条文となっており、この度、国連で結ばれた核兵器禁止条約の条文とその意思を同じくするものであります。町長は土庄町非核・平和宣言に誠実に向き合い、

政府に対し、核兵器禁止条約を批准するよう求める義務と責務があります。三枝町長は土庄町長として核兵器禁止条約への署名批准を行うよう政府に求めるべきだと考えますが、町長の考えを聞きたいと思います。答弁を求めます。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは福本議員の質問にお答えします。

昭和 59 年 9 月 20 日に決議いたしました土庄町非核平和都市宣言におきまして、平和憲法の本質にのっとり、戦争の悲惨さを広く町民に知らせ、非核三原則を将来とともに遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成と町民の生活安定を目指すものであるとしております。日本政府がこのたびの交渉会議に不参加であったことは、新聞報道等で承知をたしてしております。また、日本国は唯一の被爆国であり、広島・長崎の被爆者が核兵器の非人道性を不屈に訴えてきたことを真摯に受け止めております。

核兵器の使用等安全保障問題の解決は国民の安全に直結するものであり、国民の理解を深めることが重要であり、国政の場において十分な議論をしていただきたいと考えております。町といたしましては、非核平和都市宣言を決議している香川県下、他の市町 8 市 6 町の町村会と連携し、今後の情勢を注意深く見守っていきたいと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

町長、答えにくい話になってくるとすぐに、他の自治体と連携しっておっしゃるんですけど、土庄町独自で行ってる事業なんかたくさんあると思うんです。この問題今、私立派だなど思ったのが非核平和宣言を朗読されました。こういう態度に対しては今までとは異なり、しっかりとした態度を示されたというふうに思いますし、前進している面だというふうに思います。ただし、このなかです、私、この非核平和宣言、重要な点というのはですね、核兵器の全面撤廃をもって世界の恒久平和達成と町民の生活安定を目指すということを明確に土庄町はうたっております。核兵器の全面撤廃をもってという言葉がしっかりと入っております。これは今、国が進めている立場とは全く正反対です。その点においてですね、私は地方自治権、土庄町は国の子分ではございません。立派な自治都市でございます。そういう立場から、この核兵器の全面撤廃という条文を持った土庄町が声をあげていくことは当然の義務であり、責任だと考えます。検討ではなく、しっかりと町として、自主的な行動、自主・自立で行

動していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

この核兵器の問題等につきましては、基本的には当然自治体ごとに当然、そういう話をもっていくのも当然です。ただ、国の方でやっぱり中心になって考えるべきってところが非常に多いです。というのも、外務省があつて、やっぱり国同士間のいろんな話もありますから、そういったので、1,800 数十の市町村のなかで1つの町だけがそういう話をあげても、やはり、連携をしながらやるというのが一番大事かなと思っておりますので、先ほど言いました8市6町のなかで連携をしてやるというのが一番望ましい考え方だと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

発言が後退しましたね。国で進める問題だということをおっしゃられたのが非常に残念だなと。国は国でやったらいいんですよ。だけど、この土庄町非核平和宣言都市というのは土庄町が決めて土庄町で決議した文章です。これ、8市8町で協議したんですか。町長、こっち向いてください。違いますね。土庄町で土庄町民の頭で考えて作った文章です。今、おっしゃられたこととは話が矛盾します。どうですか。違いますか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

土庄町で土庄町の非核平和都市宣言というのをやっております。

○7番（福本耕太君）

そうですね。土庄町として、この平和宣言をもとに国に声をあげていくのは当然のことではないかと思えますけどいかがですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これは土庄町の中の土庄町非核平和都市宣言をやっております。福本議員のおっしゃる話でいくと、国があつて県があつて町じゃないと。全て町でやるっていうような話にも聞こえておりますが、言っておりませんが、そういうふうには聞こえますというので、町は町の中の話、国はやっぱり国会議員の中です。ね、そういう議論をされるべきものが多いですので、この非核平和都市宣言はしておりますからこれを中心に今後もやっていくというスタンスは変わってお

りませんから、他の市町村とも連携をやるというのも一番ベストな方法だと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

であるならば、お聞きしますけれども。これまで三枝町長が町長になられてから国の核抑止論に対して土庄町はこういう考えを持っておりますということので1度でも国に対して核兵器の廃絶を土庄町の立場から訴えてこられたことはございますか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

いえ、ありません。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

そういうことなんです。やってないんですよ。先延ばし先延ばしにしてやってないんですよ。前の岡田町長のときもやってないんですよ。だから私はきちんとやらないといけないということを言っているんです。それからこの土庄町非核平和宣言というのはそんなに生温いものではございません。非常に大きな覚悟が示されてます。国の立場、国がどういう方向をとろうが土庄町民は核兵器は認めないということを全世界に対してしっかりと訴えていくということが示されてます。ここの文章の最後にですね、世界に対して訴えていくと、訴えるものであるということを明確に示しています。あとは町長のご自身の決断、勇気をもって土庄町民の声を国に対して訴えていく土庄町民の思いというのは国の今とっている行動とは全く違いますよということを訴えていくことができるかどうか問われている問題だと私は思いますので、重ねてこの非核平和宣言に基づき、核兵器禁止条約の批准、これを国に土庄町として強く求めていくことを求めたいと思います。

次の質問にはいます。3月議会でですね、私は三枝町長に対して、町長ご自身の県外への出張について質問をいたしました。というのはもともと、私のもとにですね、様々な人から住民の方々から町長の出張先に対して疑問があると。それから費用弁償についての使い方についても疑問があるという声が多数寄せられておりました。3月議会で私は、町長に対してこれを公開するよう求めたところ、町長は「公開します」としっかりと答えられました。しかし、今になっても一度も公開されておられません。再三にわたって、公開してくださいという

ことを求めておりますけれども、議会でですね、全面公開しますと言われたのに公開されていないということはどういうことなのか。公人として議会で約束したことは守るべきではないかということをひとつお聞きしたいと思います。それから合わせて、町長は自らの出張に対し、正当だと言うことを述べられております。正当だとおっしゃるのであれば、こんなに半年間も放置せずに、胸を張って堂々と公開をされたらいいんじゃないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（井上正清君）

企画課長 椎木孝君

○7番（福本耕太君）

議長。

○議長（井上正清君）

はい。

○7番（福本耕太君）

私、質問要旨に、町長だけに聞いてます。これは違反です。町長答えてください。私は企画課とは話をしております。ルール違反せんとしてください。

（川本議員「動議。休憩動議。」と発言。）

休憩

○議長（井上正清君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午前 11 時 53 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（井上正清君）

再開いたします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君に申し上げます。まず、企画課長から説明をしていただきます。ただし、その企画課長の説明時間はカウントに入れません。その後、町長から発言していただきます。よろしいですか。

（福本議員「はい。」と発言。）

○議長（井上正清君）

それでは、企画課長 椎木孝君。

○企画課長（椎木孝君）

福本議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

3月議会の一般会計補正予算の提案理由に対する福本議員の質疑の中で、オリンピック関連での県外出張について、書面を出してほしいという質問に対しまして可能だと思いますとお答えをし、6月に一覧表をお見せいたしましたところでございます。以上です。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

それはね、受け取りました。何も公開されていませんでした。どこへ行きましたとか、行った場所だけ書かれておまして、その目的や詳しい中身については全然説明がなかったんで宿泊したホテル等の言うなれば費用弁償の使い方等も含めて住民から疑問が出ております。必要以上の高いところに泊まっているんじゃないか、具体的にね。それは条例違反になりますけれども、そういった問題等があるなかで、質問を行いました。全部公開してくださいと言ったときに出てきたのが、今言われたどこへ行きましたという資料だけです。その後これでは話になりませんよねということで企画課長に話しました。企画課長もこれでは求められている内容と違いますねということで、もう一度きちんと出してくださいということを確認しました。その上で私は町長が自分の出張を、別にこのオリンピックだけの話だけじゃないんですけれども、いろんなところ行かれていると思うんですけど、町民に対して正当なことをやっていますよという自信があるんだったら全部公開したらいいじゃないですかということ、そ

のとき言いました。町民に見せて恥ずかしいことがないんだったらここ行きました、このホテルに泊まりました。税金使ってますからね。公開する義務はあります。ちゃんとしたらどうですかということを申し上げたうえできちんと出して下さいということを求めておりましたけど、半年経った今も出されておられません。先ほど、山崎議員の質問に対し、次の町長選挙に三枝町長が立候補するというふうにおっしゃられましたが、私、他の問題も含めてですけども、他の問題、ここで言えませんが、具体的には言いませんが、三枝町長の場合ですね、コンプライアンスを尊重してまいりますと3月議会の施政方針でおっしゃいましたけれども、その舌の根が乾かんうちからそれがされてないんですよ。質問要項が半年間も公開されてないとか。それから自治権に対する理解の欠如。日本国憲法、法律、条例を守らなければならないという認識の欠如、遵守義務の意識の低下、欠落とといったものについて、私はこの問題のなかで、お聞きしているんですけども、今後提出しようとする公開しようという意思はあるかをお答え願いたいと思います。お答え願えたうえで、具体的にこれを出して下さいというのをお聞きしますんで答えていただけたらと思います。

○議長（井上正清君）

三枝町長。カウント始めます。

○町長（三枝邦彦君）

福本議員の質問にお答えさせていただきますが。当然、8市9町ある中で四国新聞にも毎週月曜日に載っております。それも一番、各首長さんもあのぶんでだいたいどこへ行っている何をしに行っている。僕自身も他の市町村の首長さんはわかっております。そんななかで公開をしていると認識はしておりますがただ、そういった細かい分については別に公開する必要はないものと考えておりました、もしどうしてもそれをいうのであれば、香川県全体の中でやっぱり皆さん一緒になって、8市9町足並み揃えながらやるべきかと考えております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

3月議会での答弁がひっくり返りましたね。3月議会では公開しますっておっしゃったんですよ、あなた。ねえ。それをこの9月議会になって答弁ひっくり返すんですか。しかも、四国新聞見てくださいとどこかの首相みたいなことおっしゃるんですか。3月議会であなただけ公開しますとおっしゃったんだから、その責任をきちんと果してくださいよ。どうですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは先ほど、企画課長がおっしゃったとおりですね、書面を出してほしいということで先々月 6 月にはお見せしたと思いますので。よろしくお願ひします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

どこへ行ったかというだけですよね。3 月議会の質問のなかでどういうことに使っているのかということと、なんのために行っているのかということを中心に全部こちらから、要求したもの全て出してくださいということを求めました。そのときに全て公開できますと、私、全てと言いましたね。公開できると思いますというふうにお答えになられましたよね。でも出てきたのはどこへ行ったかというだけですよね。全て公開してくださいよ。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

3 月議会のときにですね、福本議員はどのような形で出張に行ったのか、経緯、流れ、どこに行ってどういうふう動きをしたのか、町長の動きを書面を出して下さいって言われておりましたので書面を出したと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

もう、結構です。もう出すつもりはないということなんですね。どうですか。根本の話としては住民からもしくは内部告発等もありますけれども町長の出張でのお金の使い方、宿泊先等が問題があるということが具体的なことも示されてきております。だから私は、情報公開を求めたんです。情報公開する気がないんだったら情報公開する気はありませんというふうにお答えください。もう結構です。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

情報公開という話で言っておりますけれども、そういったことも踏まえてですね、当然県には 8 市 9 町ありますからそういった流れの中で決めていくべきものかなと思っております。当然 8 市 9 町の首長さんも全て、同じよう行動することもありますし、単独で行くこともあります。そういった流れの中で一緒になってやるべきかなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

3 月にですね、公開します言うてその後、私何度も町長のもと訪れました。企画課長とも話しながら、出して下さいということをお話ししました。のりりくらのりりくらしながらこの半年間、放置されたわけですけども、町長っていうのは住民からの要望や議会でとりあげられたものを放置して半年間、そのままにしておくっていうことがいいと思うんですか、公人として。私、これ今の質問初めてする質問じゃないんですよ。あなたが出しますて言わはったから出して下さいねって言って翌月月またいですぐ聞きに行っているんですよ。それずっと半年間も、放ったらかしにされているんですけど、公人としてこんな姿勢でいいんかということもここでも聞いているんですけど、どう思いますか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど言いましたように 3 月議会では、先ほど言ったとおりで福本議員のほうからどういう形で出張に行ったのか、経緯、流れという話を書面で出してくださいということでございましたので 6 月にお渡ししたと思います。それで十分かなと思っております。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

6 月にもらったぶんを受けて、私そちらにボールを返しています。ねえ、企画課長、そうですね。返してこれでは納得できませんとそのときに、こうこうこういう話だったから、どういうところへ泊ったのか、それが何のために必要だったんか。具体的に言ったらオリンピックのために、そのオリーブの葉っぱを使った王冠ですかね、王冠じゃないわ、優勝のなんか被るやつをオリーブを香川県のオリーブ使ってくれっていうのを言いに行つた。県知事と小豆島町長と土庄町長と言いに行きました。でも、それが実際に土庄の町民にとってどういう利益があるんですかっていうことも含めて、それとどういうところに泊まったんかとか、他のぶんについて過去 4 年間のぶんについても全部出してくださいよということで投げ返しておりますけど、その後ずっと返事ないんですよ。そういう姿勢で半年間、全然返事ないですけどそういう姿勢でこれからも町長、続けられるんですかっていうことをお聞きしてます。もっといくなれば、コンプライアンスをしっかりと守っていかなあかんということをご自身でおっしゃってるから私聞いているんです。どうですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

先ほど何回も言っていますように、当然コンプライアンスは大事です。当然、全国、県内では8市9町、全国いろんな市町村あります。そういったこの話も照らし合しながらコンプライアンスに遵守して同じような流れを作るべきかなと思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

そしたら私の質問が悪かったと。全部公開してくれと言うたことを一部の公開だけでいいというふうに思われてたわけですね。どこへ行ったかっていう書面の1枚1行の文書だけでいいというふうにご自身思われて提出されたことですね。そのときそんなふうと考えられたということですね。どうですか。

○議長（井上正清君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

そうです。

○議長（井上正清君）

福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

だとすると非常に残念です。そんなんもらって、はい。わかりましたっていう話にはなりません。もう開いた口がふさがらない。他の問題でもそうですけど非常に軽率な発言が多い。やります、します、できましたっていうことができてないとか。やってませんとかいうことが非常に多いと思います。そういうことはもう改めてもらいたいというふうに思いますし、今回のこれについて出さないことははっきりわかりましたのでこれで締めたいと思います。

○議長（井上正清君）

これにて、一般質問を終了いたします。

散会

○議長（井上正清君）

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。なお、このあと町長より報告がありますので議員の皆さんは委員会室にお集まりください。

散 会 午後0時07分